

多摩市告示第 3 1 7 号

多摩市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱を次のとおり定める。

平成 2 7 年 5 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱

(設置)

第 1 条 生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、定期的な情報の共有及び連携の強化の場として、多摩市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（以下「協議体」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議体は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備について情報共有、連携強化等を行うこと。
- (2) 第 1 層生活支援コーディネーター（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 2 7 年厚生労働省告示第 1 9 6 号）第 4 に規定する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のうち、多摩市を対象として活動するものをいう。）の選出に関すること。
- (3) その他生活支援サービス及び介護予防サービスに関し必要な事項

(構成)

第 3 条 協議体は、次に掲げる者（以下「委員」という。） 1 7 人以内をもって構成する。

- (1) 高齢者福祉に関する社会福祉法人の職員 1 人以内
- (2) 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会の職員 1 人以内
- (3) 公益社団法人多摩市シルバー人材センターの職員 1 人以内
- (4) 高齢者福祉に関する N P O 団体の構成員 4 人以内
- (5) 消費生活協同組合の職員 1 人以内
- (6) 生活支援サービス又は介護予防サービス関係企業の職員 2 人以内
- (7) 保健福祉関係者 1 人以内
- (8) 老人クラブ関係者 1 人以内
- (9) 自治会又は管理組合関係者 1 人以内
- (10) 医師会関係者 1 人以内
- (11) 独立行政法人都市再生機構の職員 1 人以内
- (12) 地域包括支援センターの職員 2 人以内

2 委員は、多摩市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議体に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、協議体を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議体の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 協議体の会議は、委員長が主宰する。

3 協議体は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 協議体の会議は、原則として公開する。

6 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

2 次に掲げる者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

(2) 多摩市介護予防機能強化推進事業実施要綱（平成27年多摩市告示第138号）第1条に規定する介護予防機能強化支援員

(秘密保持)

第8条 委員は、協議体において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議体の庶務は、健康福祉部高齢支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、委員長が協議体に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体委員名簿

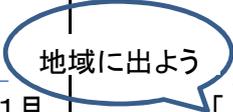
	職名	氏名	選出区分	所属法人(団体)
1	委員	●● ●●	社会福祉法人の職員	社会福祉法人 楽友会
2	委員	●● ●●	社会福祉協議会の職員	社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会
3	委員	●● ●●	シルバー人材センターの職員	公益社団法人シルバー人材センター
4	委員	●● ●●	NPO団体の構成員	NPO法人麻の葉
5	委員	杉本 依子	NPO団体の構成員	NPO法人ハンディキャブゆづり葉
6	委員	●● ●●	NPO団体の構成員	NPO法人福祉亭
7	委員	●● ●●	NPO団体の構成員	NPO法人アビリティクラブたすけあい 多摩たすけあいワーカーズ つむぎ
8	委員	●● ●●	消費生活協同組合の職員	生活協同組合パルシステム東京
9	委員	●● ●●	生活支援又は介護予防サービス関係企業の職員	京王電鉄株式会社
10	委員	●● ●●	生活支援又は介護予防サービス関係企業の職員	株式会社ベネッセスタイルケア
11	委員	●● ●●	保健福祉関係者	多摩市民生委員協議会
12	委員	●● ●●	老人クラブ関係者	多摩市老人クラブ連合会
13	委員	●● ●●	自治会、管理組合関係者	多摩市自治連合会
14	委員	●● ●	医師会関係者	
15	委員	●● ●●	独立行政法人都市再生機構の職員	独立行政法人 都市再生機構
16	委員	●● ●●	地域包括支援センターの職員	多摩市中部地域包括支援センター
17	委員	●● ●	地域包括支援センターの職員	多摩市北部地域包括支援センター

オブザーバー

	職名	氏名	選出区分	所属法人(団体)
	—	● ●●	—	公益財団法人さわやか福祉財団
	—	●● ●●	—	公益財団法人さわやか福祉財団
	—	●● ●●	—	医療法人財団天翁会
	—		—	

平成27年度 多摩市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体スケジュール(案)

回数	開催時期	検 討 内 容	獲得目標
第1回	5月26日(火)	1 多摩市の実状を知る ・介護保険制度改正の概要について説明 ・第6期高齢福祉計画・介護保険計画の概要の説明 ・市が目指す地域づくりについて(案)の説明 2 介護保険制度改正に伴う協議体・生活支援コーディネーターの目的と役割を知る	1 介護保険制度改正に伴う高齢福祉計画・介護保険計画の概要及び市が目指す地域の姿を共有 2 協議体・生活支援コーディネーターの目的と役割
勉強会	6月30日(火) 14時～16時 市役所西1～3会議室	「協議体・生活支援コーディネーターについて」	
第2回	7月17日(金) 14時～16時 市役所第2庁舎	1. 生活支援コーディネーター選出に関する検討 2. 介護予防・生活支援サービスの想定サービスの 3. 不足している助け合い活動の検討 4. 担い手の創出方法の検討 5. 第2層(コミュニティーエリア)のニーズ把握方法	1. 第1層生活支援コーディネーターの選出 2. 新総合事業での想定サービスの確認 3. 不足している助け合い活動の抽出 4. 担い手の創出方法の提案 5. 第2層(コミュニティーエリア)のニーズ把握方法【ワークショップ】の確認
地域	8月～11月	「地域 ワークショップ」 27年度:コミュニティーエリアごと 5地区 28年度:コミュニティーエリアごと 5地区	第2層のニーズ・資源の把握
第3回	12月 日	1. 第2層のニーズ把握【ワークショップ】の中間まとめ 2. 情報の見える化について、手法等を検討 3. 不足しているサービスの検討 4. フォーラムの内容検討	第2層のニーズ・資源の中間まとめ情報の見える化を検討



平成27年度中 「仮称:新地域支援事業フォーラム(市民向け)」を検討中